

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日  
の翌日  
に当  
る日  
に休  
む日  
がと  
る日  
の翌  
日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則
- 鳥取県会計規則の一部を改正する規則
- ◇海区漁業調整委告示 漁業の操業の禁止

## 規 則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「五十万円以下」を「百万円未満」に改める。

第六十条第一項中「知事は」の下に、「請負代金の額が百万円以上の工  
事について」を加える。

第六十五条第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項各号  
を次のように改める。

- 一 請負代金の額が百万円以上一千万円未満の工事 二回
- 二 請負代金の額が一千万円以上三千万円未満の工事 三回
- 三 請負代金の額が三千万円以上一億円未満の工事 四回
- 四 請負代金の額が一億円以上の工事 五回

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に請負契約を締結し、又は入札の通知をしてい  
る工事については、なお従前の例による。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十一号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第三百三十六条・第三百三十七条）」を「（第三百三十五条の二・第三百三十七条）」に改める。

第百十一条第一項第一号中「三十万円を超えない」を「五十万円未満の」に改める。

第百二十一条を次のように改める。

（部分払）

第百二十一条 契約担当職員は、工事、製造その他の請負契約又は物件の買入れ契約で契約金額が五十万円以上のものうち、その既済部分又は既納部分が十分の三以上であるものに係る既済部分又は既納部分に対し、完済前又は完納前にその代金の一部を支払うことができる。

2 前項の規定による部分払の金額は、工事、製造その他の請負契約にあつては既済部分に対する代金の額の十分の九、物件の買入れ契約にあつては既納部分に対する代金の額の十分の九、物件の買入れ契約にあつては既納部分に対する代金の額の範囲内の額とする。ただし、性質上可分の工事、製造その他の請負契約にあつては、その既済部分に対する代金の額の範囲内の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、前金払（令第六十三号又は附則第七号の規定による前金払をいう。以下同じ。）をしたときにおける部分払の金額は、前項の部分払の金額から前金払の額に既済部分又は既納部分の割合を乗じて得た額を差し引いた額の範囲内の額とする。

4 第一項の規定による部分払は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ

れ当該各号に掲げる回数（前金払をしたものについては、当該回数から一回を減じた回数）の範囲内において知らせなければならない。ただし、特別の理由がある場合において知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 契約金額が五十万円以上百万円未満の契約 一回
- 二 契約金額が百万円以上三百万円未満の契約 二回
- 三 契約金額が三百万円以上五百万円未満の契約 三回
- 四 契約金額が五百万円以上一千万円未満の契約 四回
- 五 契約金額が一千万円以上の契約 五回

第六章第四節中第三百三十六条の前に次の一条を加える。

（随意契約によることができる場合の契約金額）  
第三百三十五条の二 令第六十七号の二第一項第一号に規定する規則で定める額は、別表第四の上欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第三百三十五条の二関係）

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	二百五十万円
財産の買入れ	百六十万円
物件の借入れ	八十万円
財産の売払い	五十万円

物件の貸付け	三十万円
前各号に掲げるもの以外のもの	百万円

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に締結し、又は入札の公告若しくは通知をして  
いる工事、製造その他の請負若しくは物件の買入れに係る契約について  
は、なお従前の例による。

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に  
基づき、漁業の操業を次のとおり禁止する。

昭和五十七年十月一日

鳥取海区漁業調整委員会会長 中 村 弘 治

操業を禁止する漁業の種類	禁 止 区 域
<p>総トン数十五トン未満の船舶を使用する 中型まき網漁業（とびうおまき網漁業及 びばらまき網漁業を除く。）</p>	<p>東部海域にあつては最大高潮時海 岸線から六千メートルを超え七千 メートル以内及び東部海域以外の 海域にあつては最大高潮時海岸線 から五千五百メートルを超え七千 メートル以内の海域</p>